

# 規 約

昭和42年	1月23日	制 定
昭和47年	7月 1日	一部改正
昭和51年	8月 9日	一部改正
昭和53年	5月11日	一部改正
昭和57年	5月 6日	一部改正
平成 4年	3月 2日	一部改正
平成 6年	4月28日	一部改正
平成12年	4月20日	一部改正
平成19年	12月 1日	一部改正
平成24年	3月11日	一部改正
平成26年	3月13日	一部改正
平成29年	3月23日	一部改正
令和 元年	12月 5日	一部改正

神奈川県薬剤師連盟

# 神奈川県薬剤師連盟規約

## (総則)

第1条 本連盟は神奈川県薬剤師連盟と称し、事務所を横浜市磯子区に置く。

## (目的)

第2条 本連盟は会員相互の協力により薬剤師職能の向上を図るとともに、県民の健康な生活の確立を期するために必要とする政治活動を行うことを目的とする。

## (事業)

第3条 本連盟は目的を達成するため次の事業を行なう。

1. 公職選挙法に基づく候補者の推薦又は支持。
2. 政治活動に必要な文書図画の作成頒布又は寄附金支出。
3. その他目的達成に必要な事項。

## (会員)

第4条 本連盟の目的に賛同する薬剤師および薬事・薬業に携わる者をもって会員とし組織する。

## (組織)

第5条 本連盟は、本連盟の直会員、支部会員及び地域薬剤師連盟に属する者をもって組織する。

## (支部)

第6条

- 1 本連盟の活動を円滑に行うため、支部を設けることができる。
- 2 支部は支部長を選任する。
- 3 会長は、必要と認めるとき支部長会を招集することができる。

## (評議員会)

第7条 評議員会は本連盟の議決機関であって評議員をもって構成する。

第8条 定時評議員会は毎年度1回会長がこれを招集する。

第9条 臨時評議員会は会長が必要ありと認めた場合、又は議決権3分の1以上が必要ありとし、会長に要求した場合、会長がこれを招集する。

第10条 評議員会は、議決権の過半数により成立する。

第11条 評議員会はその都度出席評議員中より選挙した議長が議事を掌理する。議事は出席評議員の過半数の議決権をもって決する。

第12条 評議員は、各地域支部及び各地域連盟が各々1名を選出する。

第13条 評議員は、評議員会に出席し、評議員会における議決権を有する。

第14条 評議員の議決権は、選出された支部及び地域連盟ごとに別に定める会費・寄附金額に準じた議決権方式によって決められるものとする。

(総務会)

第15条 総務会は本連盟の執行機関であって正副会長、正副幹事長、常任総務及び総務をもって構成する。

第16条 総務会は会長が随時これを招集し、その議事を掌理する。議事は出席者の過半数をもって決する。

(役員)

第17条 本連盟に次の役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 3名以内
- 幹事長 1名
- 副幹事長 3名以内
- 常任総務 20名以内
- 総務 20名以内
- 監事 2名

第18条

- 1 会長は本連盟を代表し会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは予めその順位を定め、会長の職務を代行する。
- 3 正副幹事長、常任総務及び総務は正副会長を補佐して会務を執行する。

第19条

- 1 会長及び監事は、評議員会において選任する。選任に関する事項は、別途定める。
- 2 副会長および総務は、会長が会員のうちから指名する。
- 3 正副幹事長、常任総務、会計責任者は、会長が総務のうちから指名する。

第20条

- 1 監事は本連盟の会計並びに会務を監査する。
- 2 監事は評議員会、および総務会に出席して意見を述べることができる。

第21条

- 1 役員任期は、選任当年の4月1日から2年後の3月31日までとする。
- 2 中途就任者の任期は会長の残任期間とする。
- 3 役員は再任されることができる。

第22条 本連盟に顧問および相談役をおくことができる。顧問および相談役は会長が委嘱し、任期は役員任期に準ずるものとする。

第23条 本連盟に委員会を置くことができる。

(会計)

第24条

- 1 本連盟の経費は会費、寄附金等をもってこれにあてる。
- 2 収支決算は毎年評議員会に報告しなければならない。
- 3 会計責任者は、収支決算について年1回監事による会計監査を受け総務会に報告し、政治資金規制法に基づき選挙管理委員会に報告しなければならない。

第25条 会費はその額ならびに徴収方法を評議員会で決定する。

第26条 本連盟の会計年度は毎年1月1日から12月31日までとする。

(その他)

第27条 本連盟は政治資金規正法に基づく政治団体とする。

第28条 本規約に定めるもの以外必要な事項は総務会で決定する。

第29条 本規約の改廃は評議員会の議決による。

付則

1. 本規約は昭和42年1月23日より実施する。
2. 本規約は平成26年3月13日より実施する。
3. 本規約は平成29年3月23日より実施する。
4. 本規約は令和元年12月5日より実施する。

付表

支部

西、港南、金沢、港北、緑、都筑、中原、高津、宮前、多摩、鎌倉、三浦、座間

地域薬剤師連盟

鶴見薬剤師連盟、神奈川区薬剤師連盟、横浜市中区薬剤師連盟、横浜市南区薬剤師連盟  
保土ヶ谷薬業連盟、横浜市旭区薬剤師連盟、磯子区薬剤師連盟、横浜市青葉区薬剤師連盟  
戸塚区薬剤師連盟、泉区薬政連、横浜市栄区薬剤師連盟、横浜市瀬谷区薬剤師連盟  
川崎区薬剤師連盟、幸区薬剤師連盟、麻生区薬剤師連盟、横須賀市薬剤師連盟  
平塚中郡薬剤師連盟、藤沢市薬剤師連盟、小田原薬剤師連盟、茅ヶ崎寒川薬剤師連盟  
相模原市薬剤師連盟、秦野市薬剤師連盟、伊勢原市薬剤師連盟、厚木薬剤師連盟  
海老名市薬剤師連盟、大和綾瀬薬剤師連盟